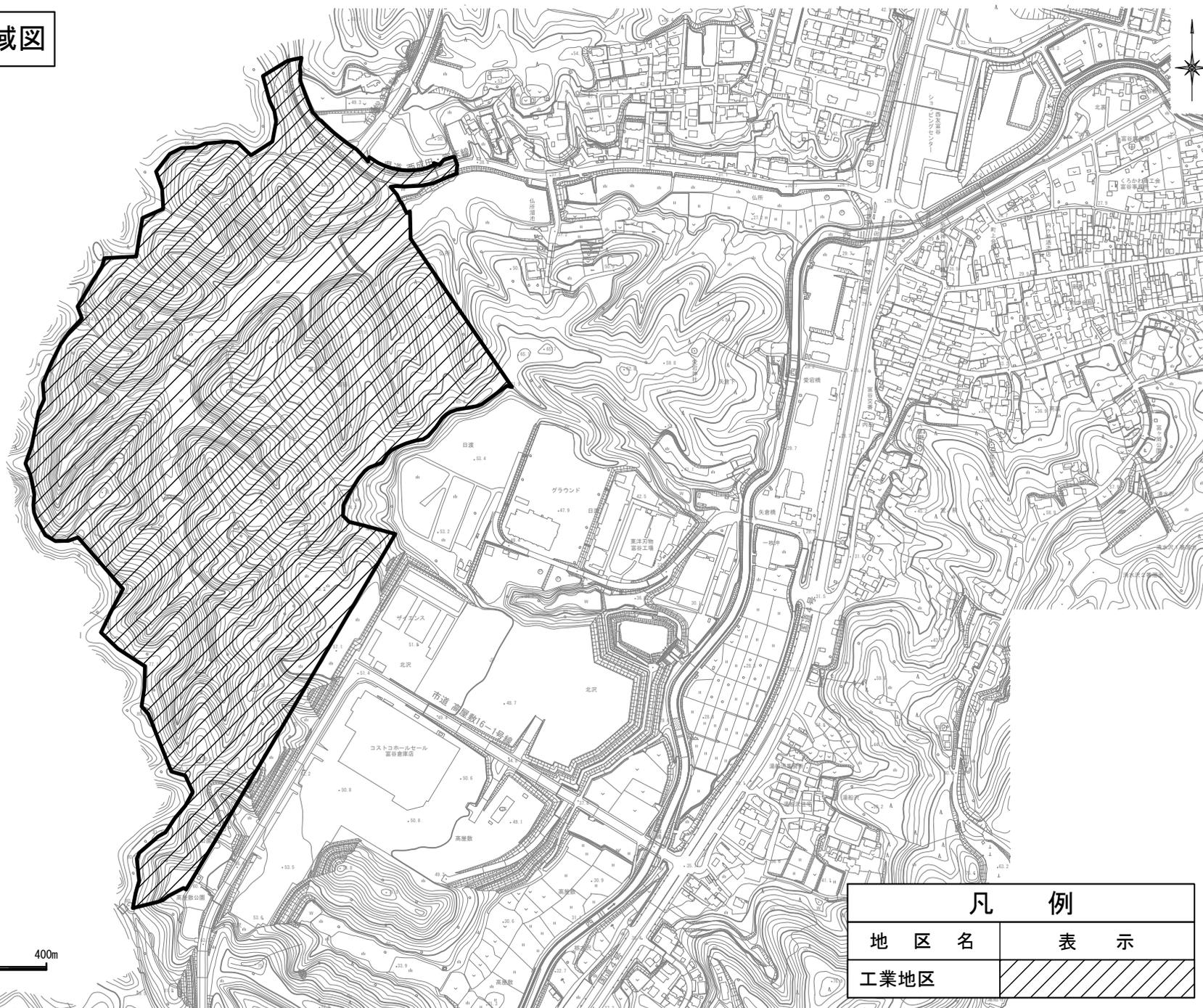


高屋敷西地区計画

地区整備計画区域		工業地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		工業地域(60・200)
土地利用の方針		工場、生産工場及びサービス工場等の土地利用を図る。
まちづくりルール (地区整備計画)	建築物の用途 【建築できないもの】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建の住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅(地区内立地企業が建築する長屋、共同住宅又は寄宿舍は除く)</li> <li>・店舗、飲食店その他これらに類するもの(工場に附属するもので、床面積1,500㎡以内のものを除く)</li> <li>・ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所その他これらに類するもの</li> <li>・図書館その他これらに類するもの</li> <li>・神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・診療所</li> <li>・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・畜舎</li> </ul>
	敷地面積	5,000㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)
地区施設		公園:約1.1ha 緑地:約8.4ha

# 高屋敷西計画区域図



凡 例	
地 区 名	表 示
工業地区	